

○静岡県スポーツ推進審議会条例

昭和37年3月28日
条例第12号

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号。以下「法」という。)第31条の規定に基づき、静岡県スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(職務)

第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、知事の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して知事に建議する。

- (1) 法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。
- (2) スポーツの推進のための基礎的条件の整備等に関すること。
- (3) 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備に関すること。
- (4) 競技水準の向上等に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、20人以内の委員で組織する。

2 特別の事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に臨時の委員(以下「臨時委員」という。)を置くことができる。

(委嘱)

第4条 委員及び臨時委員は、次に掲げるもののうちから、知事が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査審議の期間とする。

(会長等)

第6条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係ある臨時委員の総数の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、スポーツ・文化観光部において処理する。

(規則への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月25日条例第6号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月28日条例第51号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の静岡県スポーツ振興審議会条例第4条により委嘱されている委員(以下「旧委員」という。)は、改正後の静岡県スポーツ推進審議会条例第4条の規定により委嘱された委員(以下「新委員」という。)とみなす。この場合において、新委員としての任期は、旧委員として委嘱された日から起算する。

附 則(平成28年3月29日条例第3号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(静岡県スポーツ推進審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の静岡県スポーツ推進審議会条例第4条の規定により委嘱されている委員(以下「旧委員」という。)は、改正後の静岡県スポーツ推進審議会条例第4条の規定により委嘱された委員(以下「新委員」という。)とみなす。この場合において、新委員としての任期は、旧委員として委嘱された日から起算する。

附 則(令和2年3月27日条例第2号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。